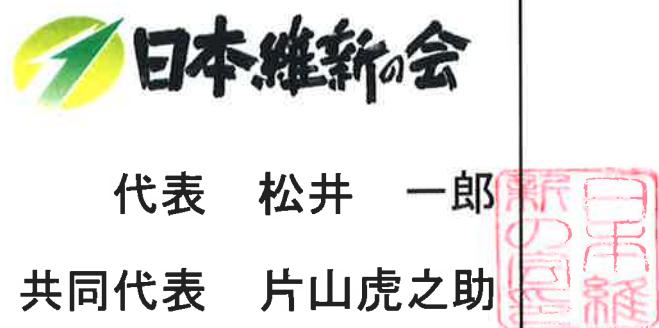


加藤厚生労働大臣 殿

新型コロナウイルス感染症対策に  
関する提言

令和2年2月3日



[提言の前提：新型コロナウイルス感染症に関する現在の政府対応への疑問]

○ 1月28日、政府は、新型コロナウイルス感染症を、感染症予防法第6条第8項の「指定感染症」及び検疫法第2条第3号の「検疫感染症」として政令による指定を行った。

○ 政令指定に当たり、政府は、新型コロナウイルス感染症を感染症予防法の「二類感染症」相当と位置付けたため、今般の対応では、空港等での隔離・停留（検疫法第15条・第16条）や建物への立入り制限（感染症予防法第32条）などの措置は行われず、無症状病原体保持者も措置の対象とならない。

○ 新型コロナウイルス感染症の特徴としては、潜伏期間が長いことに加えて無症状病原体保持者からの感染のおそれもあるとの指摘がなされており、感染力の高さから仮に重篤化率や致死率が高くないとしても爆発的に感染が広がることがあれば、結果的には国民の生活及び国民経済への影響が甚大なものとなることが懸念される。

○ このような新型コロナウイルス感染症の特徴には、現行の感染症予防法の類型に必ずしも当てはまらない側面があり、新型コロナウイルス感染症を単純に「二類感染症」相当と位置づける今般の政府の対応では、不十分な面があるのではないか。新型コロナウイルス感染症の特徴に鑑みれば、以下のようない政策を実施することとし、必要な法整備等を行うべきである。

## 提　　言

### 1. 新型コロナウイルス感染症罹患者に係る情報公開

- 新型コロナウイルス感染症罹患者の入国歴（利用空港名）、入国の時間帯（午前か午後か）、滞在した国内の市町村と滞在日などについても公表する。

- ※ 大阪府「新型コロナウイルス感染者罹患者に係る情報の公開の考え方（案）」に示された事項。
- ※ 新型コロナウイルス感染症の特徴に鑑みれば、より詳細な感染者の行動歴のは、感染者と接触した可能性のある者に対する適切な注意喚起となり、感染拡大防止に資することになる。
- ※ 公表の範囲については、風評被害や個人情報の保護に配慮する。

### 2. 新型コロナウイルス感染症への対応に係る周知期間の短縮

- 新型コロナウイルス感染症への対応に係る周知期間について、前例にとらわれず、政府の情報発信機能の限りを尽くし、可能な限り短縮を図る。

※ 現行政令の施行期日は、内閣の判断により、当初予定されていた2月7日より約一週間前倒しされた。政令早期施行の判断は多とするものの、内閣法制局の前例踏襲主義に一度は与してしまったことは批判されるべきである。今後、新型コロナウイルス感染症に関する国内外の状況の推移に的確に対応するため、国民に対する政府の情報発信機能の限りを尽くした迅速かつ柔軟な対応を求める。

### 3. 新型コロナウイルス感染症への対応に係る政府権限の拡大

- 新型コロナウイルス感染症への対応について「新型インフルエンザ等」並びとなるよう、政府の権限を拡大する。

※ 新型コロナウイルス感染症の特徴に鑑みれば、無症状病原体保持者への対応こそが喫緊の課題であり、政府が「新型インフルエンザ等」並びの措置を実施するための法整備が必要である。政府権限拡大の例として、感染症予防法における新型コロナウイルス無症状病原体保持者への強制入院措置の追加や検疫法における新型コロナウイルス感染症の患者に対する空港等における隔離・停留措置の追加、新型イ

ンフルエンザ等対策特別措置法における「新型インフルエンザ等緊急事態宣言」に基づく特別措置（外出自粛要請・モラトリアム政令）等が考えられる。

#### 4. 出入国管理及び難民認定法の改正

- 危険度の高い感染症のまん延を水際で阻止するため、危険度の高い感染症が発生した国・地域を指定し、症状の有無に問わらず、指定した国・地域からの外国人の入国を拒否できるよう、入管法を改正する。

※ 今般の新型コロナウイルス感染症の事案では、中国・湖北省に滞在歴のある外国人の入国拒否の根拠として、入管法第5条第1項第14号が適用された。今回の柔軟な法解釈と迅速な対応については支持するものであるが、同号は「法務大臣において日本国の利益又は公安を害する行為を行うおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者」の入国を拒否するものであり、そもそも今回のような事案を想定して規定しているものではないものと考えられる。政府が法の適用に際して逡巡することのないよう、また、より国民の理解が得られる法制度にすることが重要であることに鑑み、感染症が発生した国・地域からの外国人の入国を拒否できることを明確化すべきではないか。

#### 5. 緊急立法協議会（仮称）の設置

- 以上の措置を速やかに講じるため、政府・与野党による「緊急立法協議会（仮称）」を設け、その場で合意した事項について、隨時法整備を進めていくものとする。

※ 政府与党あるいは与野党間の協議の場はあっても、三者が政策協議を行う場はない。政府与党や野党各党とは々々の立場で対峙してきた我が日本維新の会が仲立ちとなり、協議の場の設置と迅速な法整備を提案する。